

静岡県公立大学法人監事監査規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 4 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日、令和 7 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項から第 9 項まで及び第 13 条の 2 の規定に基づき、監事が行う静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の監査、調査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第 4 条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査及び調査の方法)

第 5 条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、適宜に監査室及び会計監査人と協議又は意見交換を行うものとする。

3 監事は、法人の監査担当部署及び会計監査人より提出される報告書を閲覧できるものとする。

4 監事は、法第 13 条第 6 項に定める書類、又は法人の業務及び財産の状況を調査するため、法人の担当部署に当該書類の提出を求めることができるものとする。

5 監事は、監査又は調査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

(監査計画)

第 6 条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。

ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査の補助)

第 7 条 監事は、監査室職員又は理事長の承認を得て、監査室以外の職員に監事監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項に規定する職員は、監事監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査及び調査の協力)

第8条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事が行う監査及び調査に協力しなければならない。

(役員会への出席)

第9条 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項についての説明を受け、関係資料の閲覧をすることができる。

(監事監査結果報告書の作成)

第10条 監事は、監事監査終了後、1月以内に監事監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(改善措置等)

第11条 理事長は、監事監査結果報告書に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

2 監事は、理事長に対して監事監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(知事への意見の提出及び報告)

第12条 監事は、法第13条第9項の規定に基づき、静岡県知事（以下「知事」という。）に意見を提出するときには、理事長にその旨を通知するものとする。

2 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、静岡県の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

(監事に回覧する文書)

第13条 次に掲げる文書は、監事に回覧しなければならない。

- (1) 知事に対する認可又は承認の申請書その他の重要文書
- (2) 知事からの認可書、承認書その他の重要文書
- (3) 静岡県公立大学法人評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要文書
- (4) 会計監査人からの重要文書及び会計監査人に提出する重要文書
- (5) 静岡県監査委員及び外部監査人に提出する重要文書
- (6) 前各号以外の官公庁から発せられた重要文書
- (7) 業務に関する重要な報告書その他の重要文書

(事故又は異例事項の報告)

第14条 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(補則)

第15条 監査の手続きその他この規則の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。